

【緊急事態宣言に伴う特別措置の継続】 留守家庭子ども会 5月分利用料について

5月14日、新型コロナウイルスに対応する緊急事態宣言の対象地域から福岡県が除外されました。これまで家庭での児童の見守りにご協力いただいたことに感謝申し上げます。

今後も、感染リスクを減らすため、引き続き利用児童が少ない状態で留守家庭子ども会を運営していきたいと考えておりますので、ご協力をお願いいたします。

緊急事態宣言期間終了後も、5月分利用料減免の特別措置を下記のとおり継続します。

■特別措置の対象者

5月1日(金)から5月30日(土)までの間、12日以上利用が無かったご家庭

《対象児童の考え方》

■土曜利用を申し込んでいない児童で、以下の条件に当てはまる児童

5月の平日18日間のうち、

- ・欠席日数(入会していない日数も含む)が、12日以上
- ・出席日数は、6日以内

の児童が対象

■土曜利用を申し込んでいる児童で、以下の条件に当てはまる児童

5月の平日18日間と土曜日5日間を合計した23日間のうち、

- ・欠席日数(入会していない日数も含む)が、12日以上
- ・出席日数は、11日以内

の児童が対象

※5月の途中で退会された方も、上の要件に該当する場合は、特別措置の対象となります。

※登会された時点で「出席」となります。よって体調不良等で早く帰られた場合も出席扱いとなります。

■特別措置で減免される利用料

5月分の基本利用料, 延長利用料, 土曜利用料の全額

■特別措置にかかる利用料減免の手続きについて

- ・利用料減免の適用可否については、5月の利用実績を確認後に決定いたします。
- ・5月分の利用料については、全ての利用者の方について、口座振替や納付書発送をいったん停止させていただきます。
- ・利用実績を確認後、減免の適用対象外となる方については、下記のとおりご納付をお願いします。

口座振替の方:6月30日(火)口座振替

納付書払の方:6月中旬頃に納付書を発送しますので、6月30日(火)までにご納付ください。

※5月分利用料の納期限は、6月分利用料の納期限と同じになりますのでご注意ください。

■その他

・6月以降の利用料についてはこれまでどおり、1日でも入会されている場合、全く利用がない場合も、月額利用料が発生します。そのため、翌月の利用が見込まれない保護者は、前月の20日までに留守家庭子ども会へ、退会届をご提出ください。

・おやつ代等の会費につきましては、各留守家庭子ども会で対応を検討し、改めてお知らせいたします。

お問い合わせは、入会されている各子ども会へ13時以降にお願いします。